

平成28年度  
松阪市 新たな学びの創造事業

I C T機器利活用の環境構築に係る機器調達 仕様書

平成28年4月  
松阪市教育委員会

本仕様書は、平成28年度 松阪市 新たな学びの創造事業における導入校のICT機器システム環境構築に係る機器の調達を規定するものである。

(表1) 調達するICT機器など

分類	メーカー	品番	三雲	飯高	備考
タブレット	Apple	iPad Air2 Wi-Fi 16G	40台	40台	指定
	サンワ	フィルム LCD-IPAD6	40個	40個	同等品可
	サンワ	ケース PDA-IPAD64BK	40個	40個	同等品可
	サンワ	タッチペン PDA-PEN30K	40個	40個	同等品可
充電保管庫	サンワ	40台保管庫 CAI-CAB102W	1台		同等品可
	サンワ	ポータブル USB-HCS20	2台		同等品可
電子黒板	パナソニック	65型電子黒板 TH-65BF1J	1台		同等品可
		65型ディスプレイ用移動スタンド TY-ST65PB2	1台		同等品可
技術家庭科 教材	レゴ	教育版ロゴマインドストーム EV3 基本セット(SW、NXT用DCアダプタ付)(保守含む)	10式		同等品可
		WARPEVT 教師用ワークブック	3式		同等品可
		WARPEVT 生徒用ワークブック	20式		同等品可
ドリル教材ソフト	ラインズ	eライブラリ校内サーバー型 ライセンス追加	40式	40式	指定

(表2) 導入校の概要

導入校	生徒数	クラス数
松阪市立三雲中学校	472人	普通学級13クラス(1学年5、2、3学年4) + 特別支援学級2クラス
松阪市立飯高中学校	73人	普通学級3クラス(各学年1) + 特別支援学級1クラス

## 1. 機器の設置、設定の調達概要

三雲中学校及び飯高中学校で、生徒及び教員にタブレットPCを配布し、既設の機器及び有線・無線LANが活用できるように既設との同一システムを構築する。教室で既存の協働学習支援ソフトと教科別学習ドリルソフト、インターネットなどが利活用できるようにする。

構築する環境に使用する機器及び設定は表1の通りとし、36か月の賃貸借契約（終了後譲渡）とする。

## 2. 機器の仕様及び付随する業務

### 2.1 設定・キッティング作業について

タブレットPC80台に保護フィルムを貼りケースを装着すること。

調達機器（iPad Air2及び充電保管庫ほか）の詳細設定は既設システムの導入業者との事前打合せのうえ指示に従って行うこととする。

### 2.2 iPad用充電保管庫について

40台収納可能な充電保管庫とする。充電保管庫にUSB2.020ポートハブを接続しApple Configurator関連の機能がiPad管理ステーションと共に活用ができるものとする。

調達する充電保管庫（1台）に2台のポートハブの配線と設置場所の電気配線をすること。

### 2.3 既存システムとの接続設定

eライブラリ校内サーバ（eライブラリアドバンス松阪市版）接続設定

ICTサーバ（協働学習支援ソフト1 スカイメニュークラス）（既設）接続設定

協働学習支援ソフト2 xSync（バイシンク）（既設）接続設定

その他接続設定については、教育委員会との協議により行うこと。

### 2.4 その他の設定

インターネット接続など各種設定（教育委員会との協議による）

タブレットPC各種アプリの設定（既設タブレットPCと同等アプリ）（教育委員会との協議による）

### 2.5 設定について

各種設定については既設システムの納入業者と十分に連携し、行うものとする。

## 3. タブレットPCの管理について

USB2.020ポートハブ接続の充電保管庫を活用し、Apple Configurator関連の機能を活用することとする。活用にあたっては、アプリケーションの一括管理、アクセスの制限など、Apple Configuratorの機能を十分に活用し、タブレットPCの制御を行うこととする。

#### 4. 調達に付随するシステム設定および配線と改修について

タブレットPCの基本設定およびネットワーク設定とソフトの設定はApple Configuratorを使用した管理ステーションとの同期設定を構築すること。

eライブラリ校内サーバの基本設定、ネットワーク設定、eライブラリアドバンスソフトの設定とクラウド型家庭学習の設定は既設環境の移設を行うこと。

既設タブレットPCを含む全台数が既設協働学習支援ソフトとインターネット及びeライブラリ校内サーバ松阪市版にアクセスできるように設定すること。

調達するタブレットPCは、全て既設の無線LANアクセスポイントでアクセスできるように設定を行うこと。

本システムに対応したネットワークの配線および改修(必要なハブ・情報コンセント等を含む)を行うこと。各教室・体育館・読書室及びランチルーム 他、校内にあるアクセスポイントに対してアクセスできるように設定を行うものとする。

#### 5. 導入予定機器の仕様について

仕様書中(表1)における「同等品可」の物品について、(表1)のメーカー・品番と異なる同等品で見積もる場合は、指定の日までに必ず「事前承諾願書」にて担当課の承諾を得ることとする。なお、申請又は承諾されない場合は、(表1)中の物品以外での納品はできない。

#### 6. 研修について

機器の調達に当たっては、円滑に活用するため、研修を合わせて行うこととする。

##### 6.1 利用者研修

実施校における利用者(教員およびICT支援員)に対し、稼動前研修として、システム全体の説明、端末操作方法、注意事項等の研修を実施すること。

また、Apple Configuratorの機能を活用したタブレットPCの管理については、必要に応じて利用者に研修を実施すること。

##### 6.2 研修スケジュール

操作研修のスケジュールは、本市の要望に合わせること。

#### 7. 保守業務について

本事業の調達において、納入後の円滑な情報設備の活用を目的とし、1年間の瑕疵担保期間を含む平成28年6月28日以降の納入業者における保守業務においては、納入業者との間で、機器の賃貸借契約を行うが、その中に保守管理委託も含めるものとする。

対象物件については、リースに伴う動産総合保険を付保すること。なお、補償額は、メーカーの定める標準価格相当を上限額とし、この上限額までは発注者の負担のないものとする。

上記保険を付する証明として、保険会社押印発行の付保証明書を、リース開始後2週間以内に提出するものとする。

保守期間及び仕様は下記の通りとする。

## 7.1. 保守期間

平成 28 年 6 月 28 日 から平成 31 年 6 月 27 日まで (36 か月間)

## 7.2. 仕様

### 7.2.1. 定期点検について

- ① 契約期間内に該当する 8 月または 2 月の年 1 回、各校納入機器の定期点検を実施すること。
- ② 点検内容は正常動作の確認及び清掃とし、不具合があればその場で修理、復旧するものとする。
- ③ 点検後、速やかに学校別の結果一覧を作成し、動作確認結果を教育委員会へ報告すること。
- ④ 定期点検・修理及び復旧に係る費用は、全て保守金額に含むものとする。

### 7.2.2. 障害対応について

- ① 障害発生時に電話・メール及びファックス対応を受けられる専用窓口を用意すること。
- ② 納品検査を完了した日から契約期間中（瑕疵担保期間を含む）に発生した機器及びシステムの故障は、納入業者の負担において速やかに修理、復旧するものとする。
- ③ 納品検査を完了した日から 1 年以降の障害対応については次の通り実施することとする。
  - 学校及び教育委員会より依頼があった日の当日または翌営業日以内に一次訪問を実施すること。ただし、松阪市教育委員会と協議し了承を得た場合はこの限りではない。
  - ハードウェアに係る障害はオンサイトによる対応を基本とする。納品時の状態に修理・復旧し、授業に支障のないようにすること。
  - ハードウェアに係る障害でオンサイトによる対応が困難な場合は引き上げ修理を可能とするが、修理期間中は保守業者が代替機を用意して対応を実施すること。
  - その他の障害（システム障害・アップデートによる不具合・誤操作に起因する不具合）については、依頼があった日の当日または翌営業日から一週間以内での解決を図ること。その間、学校運営に支障が出る場合は保守業者が代替機を用意して対応を実施すること。
- ④ 故障原因が既設の設備か本調達設備のいずれに起因するか不明な場合、一次切り分け作業を実施すること。
- ⑤ 教員の操作誤りによる障害依頼についても対応を実施することとする。
- ⑥ 修理後の機器類の設定調整が必要な場合は、速やかに設定調整を行うものとする。
- ⑦ 障害対応に係る部品代・修理工料及び出張費等は、全て保守金額に含むものとする。

## 8. 機器調達に付随する業務について

機器の調達に付随する業務について、この仕様書に記載のない事項については、松阪市三雲中学校におけるフューチャースクール推進事業の成果報告書を参考にして、松阪市教育委員会事務局学校支援課と緊密な連携・協議の上、行うものとする。

## 9. 遂行体制について

機器調達とそれに付随する業務の円滑な遂行のため、本市と受託者の役割や受託者における総括責任者及び作業者等の実施体制を明確にし、教育現場において ICT 機器やタブレット PC を利活用し

たシステム導入における経験や業務・技術に精通した人員を配置し、本市との十分な協議を行い、共通した認識を持って進めること。また既設納入業者との連携を図り業務を遂行すること。

また、専門的で高度な分析が必要となる等で他社へ委託することが有効であると認められるときに限り、本市の承認を得て他社へ委託することができるものとする。

本市側との共通理解、共通認識を図ることを目的として、開発に関わる文書については標準化を行い、事前にフォーマットや記述方法について承認を得ることとする。

## 10. 成果物の納入

機器の調達及びそれに付随する業務、活用のためのシステムの構築に当たっては、本市がシステムの範囲と設計仕様の確認が行え、必要に応じて詳細内容を把握できるようにすること。また、その内容を文書（紙媒体及び電子媒体）とし、成果物とする。成果物は、市が指定する場所に納入すること。納入期日は、平成 29 年 3 月 31 日とする。

電子データのフォルダ構成やファイル名等の詳細については、本市と協議すること。

Microsoft Office 文書の作成にあたっては、以下のソフトウェアを使用することとする。以下のソフトウェア以外のもの、または以下のソフトウェアであっても互換性のないバージョンを使用して作成した場合は、そのソフトウェアを本市が使用できるよう、使用許諾手続やインストール媒体の提供等、必要な措置を無償で行うこととする。

- ・Microsoft Word（作成ファイル拡張子 .doc）
- ・Microsoft Excel（作成ファイル拡張子 .xls）
- ・Microsoft PowerPoint（作成ファイル拡張子 .ppt）
- ・Adobe PDF

成果物の納入場所及び連絡先

松阪市教育委員会事務局 学校支援課 子ども支援研究センター

## 11. 連絡先

松阪市教育委員会事務局 学校支援課 子ども支援研究センター 電話 0598-26-1900

担当者 楠堂 晶久

以上